



医薬発第 0829009 号
平成 14 年 8 月 29 日

各都道府県 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局長

医療安全推進総合対策への取り組みの推進について

医薬品・医療用具の安全対策につきましては、日頃より種々御尽力いただいているところであります。

本年4月17日に「医療安全推進総合対策～医療事故を未然に防止するために～」がとりまとめられ、その中で、現状、医療上必要不可欠なものとして使用されている医薬品や医療用具にかかわる安全性の向上についても提言されているところです。

このほど日本製薬団体連合会、日本医療機器関係団体協議会に対して、別添のとおり通知したので、御了知のうえ、適宜、貴管下関係企業に対し、御指導方お願いいたします。

別 添

医薬発第 0829006 号

平成 14 年 8 月 29 日

日本製薬団体連合会会長
日本医療機器関係団体協議会会長 } 殿

厚生労働省医薬局長

医療安全推進総合対策への取り組みの推進について

厚生労働省では、近年、医療機関における医療事故が相次いでいる中、医療安全対策の目指すべき方向性を示すため、平成 13 年 5 月に医療安全対策検討会議（座長：森亘 日本医学会会長）を設置し、医療安全対策について、主として医療事故を未然に防止するためにはどのような対策を講じるべきかという観点から検討を行い、本年 4 月 17 日に検討結果を「医療安全推進総合対策～医療事故を未然に防止するために～」としてとりまとめたところです。その中には、医療上必要不可欠なものとして使用されている医薬品や医療用具の安全性の向上についても提言されています。

ついては、本報告書における医薬品、医療用具に関する提言を踏まえ、患者の安全を最優先に考えた医療安全を確保するための積極的な取り組みを推進するため、貴会傘下会員に対し、下記について周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、貴会におかれましても、特に、下記Ⅰ. 4 に示しているとおり、傘下会員が収集した意見・要望等の情報を集約し整合化する等、医療従事者の意見・要望等への対応を検討するための体制・組織の整備を進めていただく等、医療安全の確保に向けた積極的な取り組みをお願いいたします。

記

I 基本的事項について

1. 医薬品、医療用具の取り違いや誤使用等がないようにするため、製品の開発・改良、関連情報の提供等、製品側からの対応に積極的に取り組むこと。
2. 製品を開発する段階から、実際の使用に供された時の取り違いや誤使用のリスクを想定し、それらを極力軽減させる設計や製品開発を行うこと。
3. 製品の市販後の安全対策として、より多くの医療従事者から製品に関する意見・要望等の情報収集に積極的に取り組み、製品の改良に反映させること。
4. 医療従事者の意見・要望等への対応を検討するにあたっては、個々の企業としての取り組みのみならず、各企業が収集した意見・要望等の情報を集約・整合化するために団体が行う取り組みに協力すること。
5. 医療機関におけるリスク管理のため、収集した情報を医療機関等向けの情報として発信すること。
6. その他、以下の（１）～（４）に掲げる事項が、医薬品、医療用具を供給する企業としての責務と役割であること。
 - （１）医薬品、医療用具の供給を通じて医療にかかわっている立場として、国民の保健医療の向上のため、医療従事者等の安全にかかわるニーズを尊重すること。
 - （２）研究・開発・製造・流通の各段階において安全対策に取り組むことにより最終使用段階における安全な製品の供給が確保されるよう努めること。
 - （３）製品間の類似性・誤使用を招きやすい構造等、医療従事者等とのかかわり（インターフェイス）により生じる問題に関して、医療安全を確保する観点から積極的に取り組むこと。
 - （４）類似性に関する情報等、医療機関に注意を喚起する情報を迅速に提供すること。

Ⅱ 医薬品に関する事項について

1. 医薬品の販売名・外観の類似性について

(1) 開発段階の対応

(ア) 新たに開発する製品について、既存のものとの取り違い・誤使用等のリスクを軽減するための対策に取り組むこと。

(イ) 容器、包装等の外観写真に関する情報等を組み込んだデータベースが開発され次第、活用するとともに、医療従事者等の意見を幅広く聴取する等により、製品に関する取り違い・誤使用等のリスクを適切に評価すること。

(2) 市販後の対応

(ア) 市販後において指摘される製品間の類似性に関する情報を収集し、医療機関等や患者に対して注意を喚起するため広く公表するとともに、そのための体制を整備すること。

(イ) リスクの特に大きいものについては、必要なリスク軽減策を講じること。

(ウ) リスク軽減策として、販売名・外観を変更した場合には、医療関係者に対して外観の変更等に関する注意を喚起するような表示をするとともに、変更後の新たな事故発生等への影響も十分に考慮すること。

2. 製品に関する情報の記載方法等の標準化・統一化について

記載方法や記載場所の標準化・統一化に従い、規格や剤型等の製品の多様性を考慮しつつ、取り違い・誤使用等のリスクを回避するための情報を確実に医療機関等に対して提供すること。

3. 医薬品情報の提供・活用について

(1) 医薬品情報の提供

医薬品の取り違い、誤使用等を回避する観点から、医療従事者に対して、医薬品の販売名・外観の類似性に関する情報を提供すること。

(2) 医薬品情報の活用

安全性を一層考慮した医薬品等の使用が医療機関等において可能となるよう、医薬品全体の情報を医療機関等が活用するために、必要な医薬品情報データベースの整備へ向けて取り組むこと。

(3) 国民・患者への情報提供

国民・患者に対して、医薬品の販売名・外観の類似性に関する情報を積極的に提供すること。

Ⅲ 医療用具に関する事項について

1. 人の行動特性、限界を考慮した設計について

- (1) 医療用具を設計・開発する段階において、人間の行動や能力その他の特性を考慮し、操作する者が安全かつ有効に使用でき、誤使用しにくいような設計の考え方（ヒューマンファクターエンジニアリング）を積極的に導入すること。
- (2) 単純な操作ミスが生命の危機に直結するような医療用具については、できるだけ構造又は機能の単純化、操作方法の簡略化を進めること。
- (3) 事故防止対策に関する国際基準等が存在しない医療用具にあつては、我が国における防止対策のための基準を国際基準化するための働きかけを産学官がより一層協力し、積極的に行うこと。

2. 適切な保守管理について

- (1) 医療機関等に対して、現在必ずしも徹底されていない耐用期限の設定や、保守点検に関する必要な情報提供を行うこと。
- (2) 医療機関における保守管理の実効性を高めるため、保守点検に必要な情報を添付文書に記載すること。

3. 使用方法等に関する医療機関内の研修への支援について

医療機関内で使用目的及び操作方法等の情報提供を行う等、医療機関における研修の取組を支援すること。

4. 医療用具情報の提供・活用について

- (1) 医療機関に、医療用具情報を入手するために設置された窓口に対して、迅速かつ的確に医療用具に関する情報を提供すること。
- (2) 医療従事者に対して効率的に情報提供するため、医療用具の情報に関する専門家を育成すること。
- (3) 医療用具の添付文書の書式や記載内容の整備・標準化を進めるとともに、提供方法等の充実を図ること。
- (4) バーコードチェックが普及するよう検討すること。



医政発 第1127004号

薬食発 第1127001号

平成15年11月27日

各都道府県知事

各政令市市長 殿

各特別区区長

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

医療機関における医療事故防止対策の強化について

標記については、平成12年9月29日付け健政発第1129号・医薬発第989号
厚生省健康政策局長・医薬安全局長通知「医療施設における医療事故防止対策の強化に
ついて」により貴管下医療機関における医療事故防止の取組強化が図られるよう周知徹
底方お願いしたところである。

しかし、依然として医療事故報道が後を絶たず、最近の特定機能病院や大学医学部附
属病院等における医薬品の過量投与や誤投与のように、従来から危険性の指摘されてい
る医薬品による患者死亡事故が依然として発生していることから、貴管下医療機関にお
ける医療事故防止の取組強化が図られるよう、改めて周知徹底方お願いする。

あわせて、貴管下医療機関において下記事項について確認及び検討を行うよう、御指
導方お願いしたい。

また、下記事項の趣旨を踏まえて、薬局においても、事故防止対策について確認及び
検討を行うよう、御指導方お願いしたい。

記

1. 間違いやすい医薬品の採用状況の確認

- ・ 各医療機関において別添「処方点検や調剤時、病棟への供給時に注意を要する医薬品」（日本病院薬剤師会）等を用いて、間違いやすい医薬品の採用状況を把握すること。
- ・ 間違いやすい医薬品の組合せの双方が採用されている場合には、双方を採用することの必要性を再検討すること。

2. 間違い予防のために講じている方策の確認

間違いやすいことが指摘されている医薬品を採用している場合、間違いを予防するために講じている方策を再確認するとともに、それが有効に機能しているかどうかを確認すること。

3. 抗がん剤の使用体制の確立

抗がん剤の使用に際しては、これまでも過量投与に伴う重大な事故が発生していることに鑑みて、各医療機関において抗がん剤を処方する場合の条件を明確にするなど処方ミスを防ぐための方策を講じることや、薬剤部において抗がん剤の種類、投与量等の二重確認を可能な限り行うことなど、抗がん剤を安全に使用するための体制を確立するとともに、それが有効に機能しているかどうか確認すること。

処方点検や調剤時、病棟への供給時に注意を要する医薬品

- 1 誤処方による事故、ヒヤリハット報告があった医薬品名の組み合わせ
 - ・アマリール、アルマール
 - ・サクシン、サクシゾン
 - ・タキソール、タキソテール
 - ・ノルバスク、ノルバデックス
 - ・オーダーリングシステム等を採用している医療機関において先頭3文字が同一の医薬品
- 2 名称類似によると思われる調剤エラーや誤投与のヒヤリハット報告が複数あったもの
 - ・アロテック、アレロック
 - ・ウテメリン、メテナリン
 - ・テオドール、テグレトール
 - ・プレドニン、プルゼニド
- 3 投与量のチェックを厳しく行うべきもの
 - ・タキソール
 - ・タキソテール
 - ・インスリン製剤
 - ・小児におけるアミノフィリン
- 4 投与方法についての注意喚起（他の医薬品との供給方法の差別化）を行うべきもの
 - ・カリウム製剤
 - ・リドカイン製剤（特にキシロカイン10%）

(日本病院薬剤師会)



医政発第1204001号
薬食発第1204001号
平成20年12月4日

各都道府県知事
各保健所を設置する市の市長 殿
各特別区区长

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について
(注意喚起)

医療機関における医療事故防止対策については、これまで、平成15年11月27日付け医政発第1127004号・薬食発第1127001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医療機関における医療事故防止対策の強化について」、平成16年6月2日付け医政発第0602012号・薬食発第0602007号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医療機関における医療事故防止対策の強化・徹底について」により、その取組強化が図られるよう、貴管下医療機関に対し周知徹底方お願いしてきたところである。

しかしながら、医療事故情報収集等事業においても、依然として医薬品の使用に関連する取り違え事例等が報告されているところである。さらに、今般、ヒドロコルチゾン製剤「サクシゾン」と筋弛緩剤「サクシン注射液」を誤って処方し投与したことによる死亡事故が発生したことから、各製造販売業者に対し各医療機関への注意喚起を行うよう指示したところである。

については、貴管下医療機関及び薬局において、患者の生命に直接かわる可能性のある医薬品による取り違え事故等を防止するため、医薬品の販売名がお互いに類似している等の医薬品を処方、調剤、投与する際には、医療関係者が相互に確認・照会等を行う等協力して、医療事故防止対策の取組強化が図られるよう、改めて周知徹底方お願いする。

あわせて、貴管下医療機関及び薬局においては、処方、調剤、投与等における誤りは、患者に重篤な健康被害を及ぼす可能性があることから、販売名の類似性に注意を要する

医薬品の安全な使用及び特に安全管理が必要とされた医薬品の適切な管理によって、医療事故を防止するため、下記の 1～5 までの事項についての確認及び検討を行うよう指導方をお願いしたい。

記

次に掲げる事項について、医療機関の管理者又は薬局の開設者の指示の下に、医薬品の安全使用のための責任者（以下「医薬品安全管理責任者」という。）は、各医療機関及び薬局における使用状況下で、各事項が相互に関連し効果的に機能するよう実施体制の確保を図られたい。なお、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所においては、安全管理委員会との連携の下に行うこと。

1 各医療機関における採用医薬品の再確認

医薬品の販売名の類似性に起因した取り違えを防ぐため、各医療機関においては、次に掲げる薬剤（別添 1）の採用状況を確認し、事故防止のため、採用規格や名称類似性等に関する確認を行い、その薬剤を採用する必要性について改めて検討すること。

- ・ 平成 15 年 11 月 27 日付け医政発第 1127004 号・薬食発第 1127001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医療機関における医療事故防止対策の強化について」の別添に記載されている薬剤
- ・ 医療事故情報収集等事業において、薬剤の名称が類似していることによる取り違え等の報告があった医薬品

なお、財団法人日本医薬情報センター(JAPIC)が運用する「医薬品類似名称検索システムホームページ」([URL: http://www.ruijimeisho.jp/](http://www.ruijimeisho.jp/))において、他の既採用薬同士や新規採用薬との名称類似性を調べることができるので、併せて参考とされたい。

- ・ 平成 20 年 3 月 25 日付け厚生労働省医政局総務課・医薬食品局安全対策課事務連絡「医療用医薬品類似名称検索システムの公開について(情報提供)」

<http://www.info.pmda.go.jp/iryoujiko/file/20080325-1.pdf>

2 医薬品の安全使用のための方策についての確認・検討

1) 医薬品の安全使用のための手順書の見直し

各医療機関及び薬局で定める医薬品の安全使用のための業務に関する手順書（以下「医薬品業務手順書」という。）に基づき、特に安全管理が必要とされた医薬品（別添 2 を参考に各医療機関及び薬局が定めるもの。以下「要安全管理医薬品」という。）について、その妥当性及び取扱い上の注意を検討するとともに、医薬品業務手順書に基づく業務の実施状況及びその方策が有効に機能しているかどうかについて確認し、同手順書の内容を改めて検討すること。

なお、各医療機関及び薬局において医薬品業務手順書を見直す際には、「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル」(平成 19 年 3 月 30 日付け医政総発第

0330001 号、医薬総発第 0330001 号通知別添)を参考とされたい。

- ・ 「「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアルについて」(通知)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070330-8.pdf>

- ・ 「手順書作成マニュアル」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070330-1a.pdf>、

- ・ 「手順書作成マニュアル」巻末資料(別添2)

- ・ 「手順書作成マニュアル巻末参考」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070330-1b.pdf>

2) 従業者に対する医薬品の安全使用のための方策の周知徹底

採用医薬品の再確認や医薬品業務手順書の見直し等を踏まえ、販売名の類似性に注意を要する医薬品及び要安全管理医薬品について、その使用目的及び取り違い・誤使用等を防止する方策や適正に使用する方法等について、従業者に対し、改めて周知徹底すること。

3 処方せん等の記載及び疑義内容の確認の徹底

販売名の類似性に注意を要する医薬品及び要安全管理医薬品を処方する場合並びに当該薬剤を投与する患者を他の医療機関又は他の診療科に紹介する場合にあっては、当該薬剤名を確認し、服用方法及び用量等を処方せん又は紹介状等に分かりやすく記載すること。

また、注射薬など、医薬品業務手順書における要安全管理医薬品が処方又は指示された場合、処方医、診療科を確認し、処方せん等における医薬品名、服用方法及び用量等に疑義がある場合には、処方医に対して疑義照会を徹底して行うこと。処方内容に関する照会や確認が円滑に行われるよう、職種間の連携体制を築くこと。

特に、今般の医療事故に鑑み、ヒドロコルチゾン製剤「サクシゾン」と筋弛緩剤「サクシン注射液」の使用に対しては十分注意されたい。

(参考)

<http://med2.astellas.jp/med/jp/message/20081121SC.pdf>

http://www.kowa-souyaku.co.jp/medical/product/inform/market/szv_0807.pdf

4 オーダリングシステム等の病院情報システムにおける工夫

オーダリングシステム等の病院情報システムを導入して処方が行われている医療機関においては、同システムの薬剤選択機能や警告画面表示について、例えば、その医薬品の性質等を示す用語等が販売名に付加される表示方法や、薬剤選択画面表示及び警告画面表示等において、リスクに応じた確認方法とする等、誤処方を防止する対策を検討されたい。

5 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集等について

医療法及び薬事法の規定により、医薬品安全管理責任者は、医薬品の安全使用のた

めに必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策を実施し、情報収集・管理を行い、必要な情報について当該情報に係る医薬品を取り扱う従業者に迅速かつ確実に周知徹底を図る必要がある。

また、迅速な安全性情報の収集を可能にし、その業務を円滑に実施するため、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、電子メールによる情報配信を行う「医薬品医療機器情報配信サービス」があり、以下のURLから無料で登録できるので、積極的に活用されたい。

- ・ 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品医療機器情報配信サービス」

<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

なお、別添3のとおり、社団法人日本病院薬剤師会から平成20年11月21日付けで「疑義照会の徹底及び医薬品安全管理手順書の緊急点検について」が通知されているので、上記の事項を実施する際の参考とされたい。

- ・ 「疑義照会の徹底及び医薬品安全管理手順書の緊急点検について」

<http://www.jshp.or.jp/cont/081121-2.pdf>

(留意事項) 本通知の内容については、貴管下医療機関の医療に係る安全管理のための委員会の関係者、安全管理者、医薬品及び医療機器の安全使用のための責任者並びに薬局の医薬品の安全使用のための責任者等に対し、周知・徹底されるよう御配慮願います。
--

薬剤の名称の類似性等に注意を要する医薬品について

「医療機関における医療事故防止対策の強化について」（平成 15 年 11 月 27 日付け医政発第 1127004 号・薬食発第 1127001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）の別添及び医療事故情報収集等事業において、薬剤の名称の類似性等が指摘されている取り違い等の報告があった医薬品は以下のとおり。

- （１）平成 15 年 11 月 27 日付け医政発第 1127004 号・薬食発第 1127001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医療機関における医療事故防止対策の強化について」の別添

URL: <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/031127-1.pdf>

- 1 誤処方による事故、ヒヤリハット報告があった医薬品名の組み合わせ
 - ・ アマリール、アルマール
 - ・ サクシン、サクシゾン
 - ・ タキソール、タキソテール
 - ・ ノルバスク、ノルバデックス
 - ・ オーダーリングシステム等を採用している医療機関において先頭 3 文字が同一の医薬品
- 2 名称類似によると思われる調剤エラーや誤投与のヒヤリハット報告が複数あったもの
 - ・ アロテック、アレロック
 - ・ ウテメリン、メテナリン
 - ・ テオドール、テグレトール
 - ・ プレドニン、プルゼニド

- （２）医療事故情報収集等事業

URL: <http://jcqhc.or.jp/html/accident.htm#med-safe>

- 1 平成 16 年 10 月～平成 18 年 12 月までに、医療事故情報等事業に報告された薬剤の名称が類似していることに関連した事例
 （医療安全情報 NO. 4 「薬剤の取り違い」（2007 年 3 月）
 URL: http://www2.jcqhc.or.jp/html/documents/pdf/med-safe/med-safe_4.）
 - ・ タキソール注射液、タキソテール注（再掲）
 - ・ セフメタゾン静注用、注用セフマゾン
 - ・ ファンガード点滴用、ファンギゾン
 - ・ アレロック錠、アレリックス錠
 - ・ アルマール錠、アマリール錠（再掲）

- ・ ラクテックD注、ラクテック注

2 平成19年1月～平成19年12月までに、医療事故情報等事業に報告された
薬剤の名称が類似していることに関連した事例

（平成19年年報 「Ⅳ 医療安全情報の提供 1 医療安全情報の提供事業の
概要」 （216 頁））

- ・ ニューロタン錠、ニューレプチル（内服）
- ・ スロービット（内服）、スローケー錠
- ・ ヒルトニン（注）、ヒルナミン（注）
- ・ フェノバル散、フェニトイン散

巻末資料：

平成 19 年 3 月 30 日付け「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアル

特に安全管理が必要な医薬品（要注意薬）例

下記の医薬品は、事故発生により患者に及ぼす影響の大きさに十分配慮し、使用上及び管理上、特に安全な取り扱いに留意しなければならない。

内服薬を主とした記載となっており、「注射薬に関する特記事項」を別途記載した。剤形によらず、各項目に該当する医薬品の取り扱いには注意が必要である。

なお、規制医薬品（麻薬、覚せい剤原料、向精神薬（第 1 種、第 2 種）、毒薬・劇薬）については、関係法規を遵守されたい。

（ ）内は代表的な商品名

1. 投与量等に注意が必要な医薬品**○ 抗てんかん薬**

フェノバルビタール（フェノバル）、フェニトイン（アレビアチン）、カルバマゼピン（テグレトール）、バルプロ酸ナトリウム（デパケン）等

○ 向精神薬

ハロペリドール（セレネース）、レボメプロマジン（ヒルナミン）、エチゾラム（デパス）等

○ ジギタリス製剤

ジギトキシン、ジゴキシン（ジゴシン）等

○ 糖尿病治療薬

経口血糖降下剤（グリメピリド（アマリール）、グリベンクラミド（オイグルコン、ダオニール）、グリクラジド（グリミクロン）等）等

○ テオフィリン製剤

テオフィリン（テオドール、テオロン）、アミノフィリン（ネオフィリン）等

○ 抗がん剤

タキソテル（ドセタキセル）、タキソール（パクリタキセル）、シクロホスファミド（エンドキサン）、メルファラン（アルケラン）等

○ 免疫抑制剤

シクロホスファミド（エンドキサン P）、シクロスポリン（ネオオーラル、サンディミュン）、タクロリムス（プロGRAF）等

2. 休薬期間の設けられている医薬品や服薬期間の管理が必要な医薬品

メトトレキサート（リウマトレックス）、ティーエスワン、ゼローダ、ホリナート・テガフル・ウラシル療法薬（ユーゼル・ユーエフティ）等

3. 併用禁忌や多くの薬剤との相互作用に注意を要する医薬品

イトラコナゾール（イトリゾール）、ワルファリンカリウム（ワーファリン）等

4. 特定の疾病や妊婦等に禁忌である医薬品

ガチフロキサシン（ガチフロ）、リバビリン（レベトール）、エトレチナート（チガソン）等

5. 重篤な副作用回避のために、定期的な検査が必要な医薬品

チクロピジン（パナルジン）、チアマゾール（メルカゾール）、ベンズブロマロン（ユリノーム）、ピオグリタゾン（アクトス）、アトルバスタチン（リピトール）等

< 注射薬に関する特記事項 >

1. 心停止等に注意が必要な医薬品

○ カリウム製剤

塩化カリウム（KCL）、アスパラギン酸カリウム（アスパラカリウム）、リン酸二カリウム等

○ 抗不整脈薬

ジゴキシン（ジゴシン）、キシロカイン（リドカイン）等

2. 呼吸抑制に注意が必要な注射薬

○ 筋弛緩薬

塩化スキサメトニウム（サクシン、レラキシン）、臭化ベクロニウム（マスキュラックス）等

○ 麻酔導入・鎮静薬、麻薬（モルヒネ製剤）、非麻薬性鎮痛薬、抗てんかん薬 等

3. 投与量が単位（Unit）で設定されている注射薬

○ インスリン（100 単位/mL）

○ ヘパリン（1000 単位/mL）

4. 漏出により皮膚障害を起こす注射薬

○ 抗悪性腫瘍薬（特に壊死性抗悪性腫瘍薬）

マイトマイシンC（マイトマイシン）、ドキソルビシン（アドリアシン）、ダウノルビシン（ダウノマイシン）、ビンクリスチン（オンコビン）等

○ 強アルカリ性製剤

フェニトイン（アレビアチン）、チオペンタール（ラボナール）、炭酸水素ナトリウム（メイロン）等

○ 輸液補正用製剤

マグネシウム製剤（硫酸マグネシウム）、カルシウム製剤（塩化カルシウム）、高張ブドウ糖液等

○ その他

メシル酸ガベキサート（エフオーワイ）、造影剂等

平成20年11月21日

医薬品安全管理責任者殿
薬剤部長殿

(社) 日本病院薬剤師会
会 長 堀内 龍也
医療安全対策委員会
委員長 土屋 文人

疑義照会の徹底及び医薬品安全管理手順書等の緊急点検について

今般徳島県で発生したサクシンとサクシゾンの処方違いによる医療事故に鑑み、各医療機関では下記の点につき、疑義照会の徹底と「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書」に関して再検討を行うとともに、その実施状況について緊急点検を実施して下さい。

1 筋弛緩薬に関する疑義照会を徹底して下さい

筋弛緩薬が、通常注射オーダーされることがない、あるいは注射オーダー頻度が少ない診療科の医師から処方された場合には、他の薬剤とのオーダーエラーが発生している可能性を考慮し、処方医に対して疑義照会を徹底して行って下さい。なおその際には、処方意図を確認する等、具体的な疑義内容を示して照会を行うことが重要です。

2 オーダリング等における薬剤名称表示を工夫して下さい

オーダリングや電子カルテ等、病院情報システムを利用して処方が行われている施設においては、名称の前に下記の例のように筋弛緩薬等の文字を付加して、当該薬剤が筋弛緩薬であることを明示する、あるいは索引名の頭にハイリスク薬である記号等を付加して他の薬剤と同時に検索されないことにする等の工夫を行ってください。

例. ★筋弛緩薬★サクシン注〇〇mg（筋弛緩薬であること、規格を明記すること）

3 名称類似医薬品の取扱等について

名称類似等医薬品関連の医療事故を防止するための対策については、これまでも当委員会から注意喚起をしてきましたが（参考文献参照）、名称類似の薬剤選択のエラーを防止する為に、一方を採用中止にする方法は、医療機関が単独で行える方法ではありますが、オーダリングシステムの薬剤選択や警告画面で注意喚起されないで、確定画面に展開する等の事例が見受けられます。また、医師が異動した為に、採用薬剤名や規格を十分に把握されていない可能性もありますので、この対策方法は抜本的なものではないことを再確認して下さい。

また、薬剤選択については、できれば五十音方式ではなく、薬効別選択方式、あるいは医師別に使用薬剤を登録する方式など、各医療機関で使用しているシステムの薬剤選択機能を再確認して、その活用についてあらためて検討を行って下さい。

なお、当委員会では、今後病院情報システムを担当する保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）と安全な薬剤選択方法について話し合いを行う予定です。

4 医薬品安全管理手順書等の緊急点検をして下さい

今般の事故事例を参考に、医薬品安全管理責任者は、各医療機関で定める「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書」のハイリスク薬に関する定義品目および手順等の妥当性について改めて検討を行うとともに、その実施状況について緊急点検を行って下さい。また、当該医療機関におけるハイリスク薬及びその取扱に関して院内で各職種に周知徹底を図って下さい。

【参考文献】

日本病院薬剤師会リスクマネジメント対策特別委員会からの通知

平成15年10月27日：「医薬品関連医療事故防止への病院薬剤師の緊急自己点検について」(<http://www.jshp.or.jp/cont/031027.pdf>)

平成15年11月12日：「処方点検や調剤時、病棟への供給時に注意を要する医薬品について」(<http://www.jshp.or.jp/cont/031112.pdf>)

平成16年5月10日：「医薬品管理と患者安全に資する調剤方法の更なる徹底について」(<http://www.jshp.or.jp/cont/040511.pdf>)



医療関係者各位

「ノルバスク」と「ノルバデックス」の 販売名類似による取り違い注意のお願い

2011年2月

ファイザー株式会社

謹啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社製品「ノルバスク（一般名：アムロジピンベシル酸塩）：高血圧症・狭心症治療薬／持続性Ca拮抗薬」とアストラゼネカ株式会社製品の「ノルバデックス（一般名：タモキシフェンクエン酸塩）：抗乳癌剤」につきましては、これまでに薬剤取り違いによるヒヤリ・ハット事例及び医療事故事例が報告されており直近におきましても取り違いの報告がございます。

これらの薬剤を処方又は調剤頂く際には、薬効及び販売名等を今一度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

裏面にそれぞれの薬剤のPTPシート等の情報を掲載しておりますので、ご処方又は調剤頂く際のご参考にして頂きますようお願いいたします。

今後ともご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

* ノルバスクとノルバデックスの取り違いによる医療事故事例につきましては、財団法人日本医療機能評価機構のホームページに掲載されている、以下の情報をご参照下さい。

—医療事故情報収集等事業第18回報告書：http://www.med-safe.jp/pdf/report_18.pdf

—医療事故情報収集等事業公開データ：<http://www.med-safe.jp/mpreport/view/A7C1651B3CEEFFEEB>

ノルバスク®とノルバデックス®

このお薬を処方又は調剤いただく際にはご注意ください

ノルバスク錠10mg及びノルバスクOD錠10mgが2010年12月に発売されました。ノルバデックス錠10mgとの取り違いには特にご注意ください。

薬効分類名等	高血圧症・狭心症治療薬 / 持続性Ca拮抗薬	抗乳癌剤
販売名	ノルバスク®	ノルバデックス®
PTPシートデザイン及び特徴	裏面に製品名及び効能・効果（高血圧症 狭心症の薬です）の表示があります。 裏面にRSS*コードを追記しています。 ※取り違いによる医療事故の防止及びトレーサビリティを確保するための新バーコード	両面が銀色、遮光のやや大きいサイズで裏面に製品名の表示があります。
PTPシートの写真	 ノルバスク錠2.5mg ノルバスク錠5mg ノルバスク錠10mg	 ノルバデックス錠10mg ノルバデックス錠20mg
製造販売元	ファイザー株式会社	アストラゼネカ株式会社

包装変更のご案内

高血圧症・狭心症治療薬
持続性Ca拮抗薬

日本薬局方 アムロジピンベシル酸塩錠

ノルバスク[®]錠 2.5mg
ノルバスク[®]錠 5mg

NORVASC[®] Tablets

劇薬、処方せん医薬品（注意－医師等の処方せんにより使用すること）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、「ノルバスク錠2.5mg」および「ノルバスク錠5mg」のPTPシート等を以下の通り変更致しますのでご案内申し上げます。

ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承頂きますようお願い申し上げます。

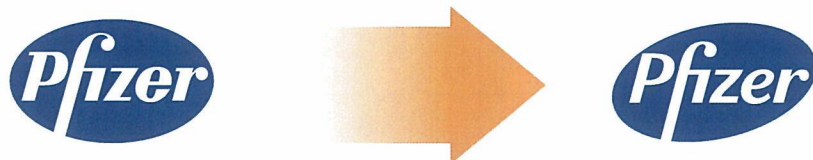
謹白

2011年2月

ファイザー株式会社

【変更内容】

- ① 医療事故防止のため、PTPシートに新流通コード（調剤包装単位）を記載致しました。
コード記載に併せて表面に社名ロゴマーク、裏面に識別コードを追記しました。
また含量表示を大きく表示し、見やすく致しました。
- ② 瓶包装のラベルに新流通コード（調剤包装単位）を追記致しました。
- ③ 製造都合により、小函および段ボール箱の形状・寸法を変更致しました（一部包装のみ）
併せて500錠包装との識別のため **ウィークリーパッケージ** の表示を紺地に白に変更致しました。
- ④ 社名ロゴマークを変更致しました（小函、段ボール箱等）。



ノルバスク錠2.5mg(10錠シート)

従 来 品	変 更 品
	

ノルバスク錠2.5mg(14錠シート)

従 来 品	変 更 品
	

患者様向けの説明用カードをご用意しております。ご入用の際は弊社MRへ資材番号 (MKS579001) をお伝え下さい。

ノルバスク錠5mg(10錠シート)

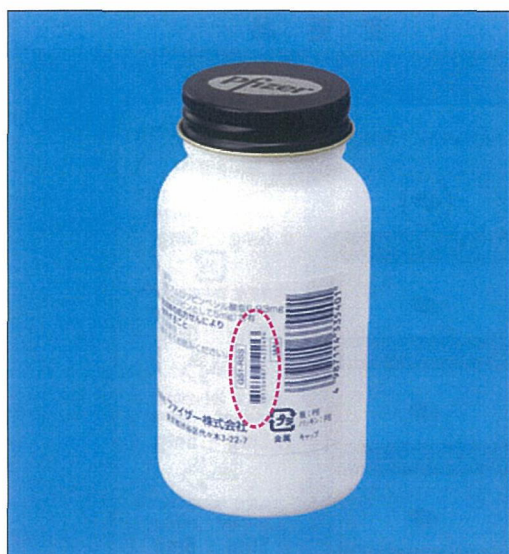
従来品	変更品
	

ノルバスク錠5mg(14錠シート)

従来品	変更品
	

患者様向けの説明用カードをご用意しております。ご入用の際は弊社MRへ資材番号 (MKS579001) をお伝え下さい。

新流通コード入り瓶ラベル



写真はノルバスク錠5mg500錠(瓶)包装ですが、2.5mg500錠(瓶)包装も同様の変更となります

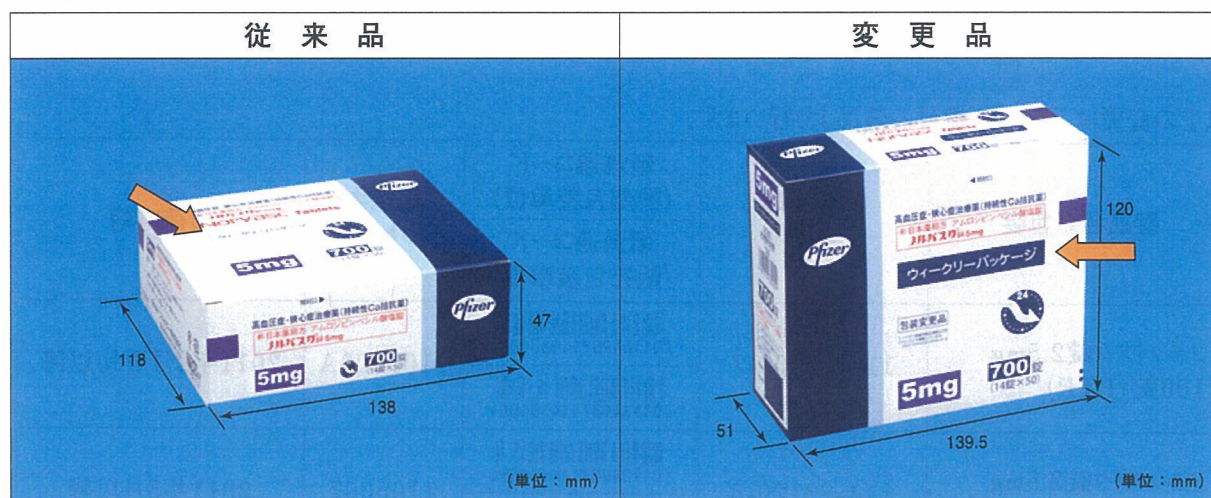
小函の形状変更(ノルバスク錠2.5mg 700錠包装)

従来品	変更品
(単位: mm)	(単位: mm)

小函の形状変更(ノルバスク錠5mg 100錠包装)

従来品	変更品
(単位: mm)	(単位: mm)

小函の形状変更(ノルバスク錠5mg 700錠包装)



〔小函・段ボール箱の寸法変更〕

(単位: mm)

製品名／包装	小函		段ボール箱	
	従来品	変更品	従来品	変更品
ノルバスク錠2.5mg 700錠 (PTP)	118×115×47	130×44.5×120	500×240×128	506×251×150
ノルバスク錠5mg 100錠 (PTP)	37.5×49.5×125	45×55×140	406×266×269	476×301×299
ノルバスク錠5mg 700錠 (PTP)	138×118×47	139.5×51×120	500×245×148	506×284×159

段ボール箱の入り数の変更はございません

【変更品の識別について】

変更後3ヶ月間の製造分まで小函および段ボール箱に **包装変更品** の表示を行います。

以上の変更は下記ロット番号の製品より行います。

製品名／包装	統一商品コード	新流通コード (調剤包装単位)	切換え ロット番号	出荷時期
		新流通コード (販売包装単位)		
ノルバスク錠2.5mg 100錠 (PTP)	114-33100-7	 C01)04987114331090	1105008A	2011年2月下旬以降
		 C01)14987114331004		
ノルバスク錠2.5mg 500錠 (PTP)	114-33120-5	 C01)04987114331090	1105007	2011年3月以降
		 C01)14987114331202		
ノルバスク錠2.5mg 700錠 (PTP)	114-33160-1	 C01)04987114331694	1105013	2011年4月以降
		 C01)14987114331608		
ノルバスク錠2.5mg 1000錠 (PTP)	114-33180-9	 C01)04987114331090	1105006	2011年3月以降
		 C01)14987114331806		
ノルバスク錠2.5mg 500錠 (瓶)	114-33140-3	 C01)04987114331496	1105017B	2011年8月以降
		 C01)14987114331400		
ノルバスク錠5mg 100錠 (PTP)	114-33500-5	 C01)04987114335098	11051013	2011年3月以降
		 C01)14987114335002		
ノルバスク錠5mg 500錠 (PTP)	114-33520-3	 C01)04987114335098	11051030	2011年3月以降
		 C01)14987114335200		
ノルバスク錠5mg 700錠 (PTP)	114-33560-9	 C01)04987114335692	11051023	2011年2月下旬以降
		 C01)14987114335606		
ノルバスク錠5mg 1000錠 (PTP)	114-33580-7	 C01)04987114335098	11051015	2011年3月以降
		 C01)14987114335804		
ノルバスク錠5mg 500錠 (瓶)	114-33540-1	 C01)04987114335494	11051018	2011年2月下旬以降
		 C01)14987114335408		

切換えロット番号は確定次第順次、下記Webサイトにてご案内致します。

お問い合わせ先：ファイザー株式会社 製品情報センター学術情報ダイヤル 0120-664-467

〒151-8589 東京都渋谷区代々木3-22-7 (新宿文化クイントビル)

下記Webサイトにも医療用製品情報を掲載しています。

<https://pfizerpro.jp>

●再生紙を使用しています。

高血圧症・狭心症治療薬

ノルバスク®

(アムロジピンベシル酸塩)

と

抗乳癌剤

ノルバデックス®

(タモキシフェンクエン酸塩)

それぞれの確実な
処方をお願いいたします。HIYARI
HATT

実際にあったヒヤリ・ハット事例と取り違えの報告事例

ヒヤリ・ハット事例



医師は**ノルバデックス**を処方したが、薬剤師は誤って**ノルバスク**を調剤し、鑑査者も気付かず交付した。病棟からの指摘で**ノルバデックス**に交換した。

背景・要因

医師は入力画面には薬効分類名も記載していたが、処方箋には薬剤名のみを記載していた。

改善策の具体例

▶ 処方箋にも

ノルバスク (Ca拮抗薬)

あるいは

ノルバデックス (抗乳癌剤)

のように

薬効分類名を併記する。

事故事例



医師は**ノルバスク**をオーダーリング処方するつもりで、誤って**ノルバデックス**を処方し、患者に投与した。翌日、嘔気が出たため、**ノルバデックス**は一時中止となったが、投与4日後、症状が落ち着いたため、内服再開となった。医師は指示簿に**ノルバスク**再開と記載したが、誤処方には気付かず、そのまま**ノルバデックス**が再開された。

医師は他院からの異動後間もなかったため、オーダーリングシステムに慣れていなかった。また、医師は処方時に薬剤のフルネームを確認せず、前回処方も確認していなかった。看護師は、医師の指示と実施記録およびオーダーリング処方を照合していなかった。薬剤師は、服薬指導時に、病名と処方薬の薬効の相違に気付かなかった。内服再開時にも、医師、看護師とも間違いに気付かなかった。

▶ 医師：オーダーリング処方時、
薬剤のフルネームを確認する。

▶ 看護師：医師の指示と実施記録および
オーダーリング処方を照合する。

▶ 薬剤師：病名と処方薬の薬効に相違はないか
服薬指導時に確認する。

医療安全研修に事例を用い、今後の予防につなげる。



医師は**ノルバスク**をオーダーリング処方するつもりで、誤って**ノルバデックス**を処方した。薬剤師はなぜ男性患者に乳癌治療薬を処方するのか疑問に思い、処方医に疑義照会をした。処方医は緊急対応で忙しく、「乳癌の薬」を「ディオバンの薬」と聞き違い、それで良いと答えたため、薬剤師は**ノルバデックス**を払い出した。翌日、患者は近医を受診し、服薬したが血圧が下がらないことを伝えたため、誤処方が判明した。患者にはふらつきなどが出現した。

10日前から**ノルバスク**が後発品のアムロジピンに切り替わっていた。オーダーリング画面で「ノルバ」と3文字入力すると、アムロジピンと**ノルバデックス**が表示され、**ノルバデックス**を**ノルバスク**と勘違いした医師は、誤って**ノルバデックス**を処方した。

▶ オーダーリング画面で、
ノルバデックスの薬剤名の前に
《癌》の表示を追加し、注意喚起する。

▶ 後発品の採用時には、誤処方の可能性がある
薬剤の表示を工夫するなど予防策を検討する。

▶ 口頭確認時には、必ず復唱し、
疑問点を残さないようにする。



医療関係者各位

**「ノルバデックス」と「ノルバスク」の
販売名類似による取り違い注意のお願い**

2011年2月

アストラゼネカ株式会社

謹啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社製品「ノルバデックス（一般名：タモキシフェンクエン酸塩）：抗乳癌剤」とファイザー株式会社製品の「ノルバスク（一般名：アムロジピンベシル酸塩）：高血圧症・狭心症治療薬／持続性Ca拮抗薬」につきましては、これまでに薬剤取り違いによるヒヤリ・ハット事例及び医療事故事例が報告されており直近におきましても取り違いの報告がございます。

これらの薬剤を処方又は調剤頂く際には、薬効及び販売名等を今一度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

裏面にそれぞれの薬剤のPTPシート等の情報を掲載しておりますので、ご処方又は調剤頂く際のご参考にして頂きますようお願いいたします。

今後ともご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

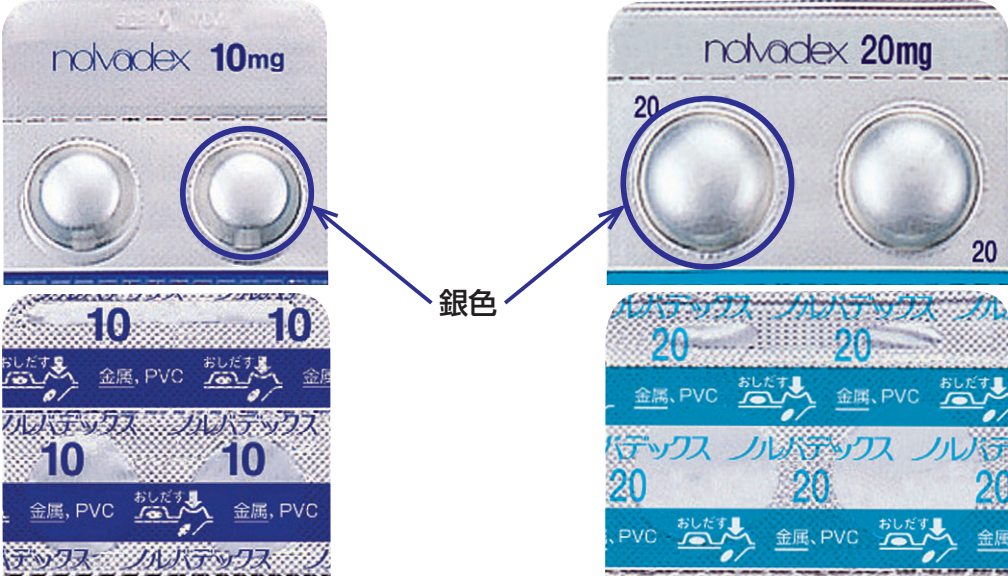
* ノルバデックスとノルバスクの取り違いによる医療事故事例につきましては、財団法人日本医療機能評価機構のホームページに掲載されている、以下の情報をご参照下さい。

—医療事故情報収集等事業第18回報告書：http://www.med-safe.jp/pdf/report_18.pdf

—医療事故情報収集等事業公開データ：<http://www.med-safe.jp/mpreport/view/A7C1651B3CEEFFEEB>

ノルバデックス®とノルバスク®

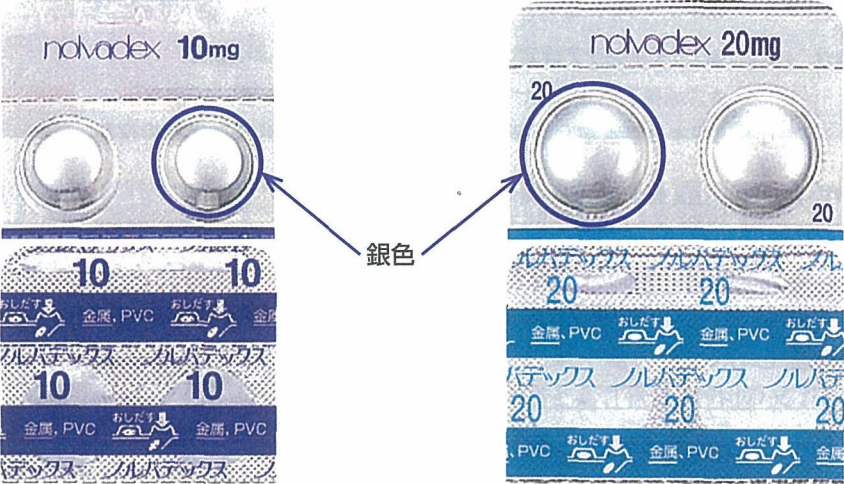
このお薬を処方又は調剤いただく際にはご注意ください

薬効分類名等	抗乳癌剤	製造販売元	アストラゼネカ株式会社
販売名	ノルバデックス®		
PTPシートデザイン及び特徴	表面が銀色（錠剤が見えない）		
PTPシートの写真 (原寸大)	 ノルバデックス錠10mg ノルバデックス錠20mg		

薬効分類名等	高血圧症・狭心症治療薬 / 持続性Ca拮抗薬	製造販売元	ファイザー株式会社
販売名	ノルバスク®		
PTPシートデザイン及び特徴	裏面に製品名及び効能・効果（高血圧症 狭心症の薬です）の表示があります。		
PTPシートの写真 (原寸大)	 高血圧症 狭心症の薬です 拡大 ノルバスク錠2.5mg ノルバスク錠5mg ノルバスク錠10mg ノルバスクOD錠2.5mg ノルバスクOD錠5mg ノルバスクOD錠10mg		

ノルバデックス®とノルバスク®

このお薬を処方又は調剤いただく際にはご注意下さい

薬効分類名等	抗乳癌剤	製造販売元	アストラゼネカ株式会社
販売名	ノルバデックス®		
PTPシート デザイン及び特徴	表面が銀色（錠剤は見えない）		
PTPシートの写真 (原寸大)	 ノルバデックス錠10mg ノルバデックス錠20mg		

薬効分類名等	高血圧症・狭心症治療薬 / 持続性Ca拮抗薬	製造販売元	ファイザー株式会社
販売名	ノルバスク®		
PTPシート デザイン及び特徴	裏面に製品名及び効能・効果（高血圧症 狭心症の薬です）の表示があります。		
PTPシートの写真 (原寸大)	 高血圧症 狭心症の薬です 拡大 ノルバスク錠2.5mg ノルバスク錠5mg ノルバスク錠10mg ノルバスクOD錠2.5mg ノルバスクOD錠5mg ノルバスクOD錠10mg		

ノルバデックス®の 確実な処方をお願いいたします。

HIYARI
HATT

実際にあった取り違えの報告事例（ノルバスク服用患者にノルバデックスが投与されたケース）

内 容



医師はノルバスク（高血圧症・狭心症治療薬）をオーダーリング処方するつもりで、誤ってノルバデックス（抗乳癌剤）を処方し、患者に投与した。翌日、嘔気が出たため、ノルバデックスは一時中止となったが、投与4日後、症状が落ち着いたため、内服再開となった。医師は指示簿にノルバスク再開と記載したが、医師また看護師・薬剤師もそれまでの誤処方には気付かず、前回処方されていたノルバデックスがそのまま再開された。

背景・要因

医師は他院からの異動後間もなかったため、オーダーリングシステムに慣れていなかった。また、医師は処方時に薬剤のフルネームを確認せず、前回処方も確認していなかった。看護師は、医師の指示と実施記録およびオーダーリング処方を照合していなかった。薬剤師は、服薬指導時に、病名と処方薬の薬効の相違に気付かなかった。内服再開時にも、医師、看護師とも間違いに気付かなかった。

事故事例



医師はノルバスクをオーダーリング処方するつもりで、誤ってノルバデックスを処方した。薬剤師はなぜ男性患者に乳癌治療薬を処方するのか疑問に思い、処方医に疑義照会をした。処方医は緊急対応で忙しく、「乳癌の薬」を「ディオバンの薬」と聞き違い、それで良いと答えたため、薬剤師はノルバデックスを払い出した。翌日、患者は近医を受診し、服薬したが血圧が下がらないことを伝えたため、誤処方が判明した。患者にはふらつきなどが出現した。

10日前からノルバスクに替わり後発品のアムロジピンが採用されていた。オーダーリング画面で「ノルバ」と3文字入力すると、アムロジピンとノルバデックスが表示され、ノルバデックスをノルバスクと勘違いした医師は、誤ってノルバデックスを処方した。

● 医療事故防止対策については、平成20年12月4日 厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長 通知「医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について（注意喚起）」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/081204-1.pdf>）をご確認ください。

● 取り違えに関する報告につきましても、財団法人日本医療機能評価機構のホームページに掲載されている、医療事故情報収集等事業 第18回報告書（URL：http://www.med-safe.jp/pdf/report_18.pdf）をご参照ください。（本資料は上記の報告書を参考に作成しております。）

ノルバデックス®は
抗乳癌剤

ノルバデックス®

（一般名：タモキシフェン酸塩）

製造販売元
アストラゼネカ株式会社